第2回
定時株主総会招集のご通知

開催情報

日時 平成28年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場所 東京都千代田区神田美土代町7
住友不動産神田ビル
ベルサール神田　2階ホール

第2回定時株主総会会場は、**ベルサール神田2階ホール**です。末尾の「第2回定時株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

思いを預かる。
思いをつなぐ。

東京TYFG

株式会社 東京TYフィナンシャルグループ

証券コード：7173

目　次

第2回定時株主総会招集のご通知 …… 1
事業報告…… 3
連結計算書類…… 28
計算書類…… 32
監査報告書…… 35
株主総会参考書類…… 38

決議事項
- 第１号議案　定款一部変更の件
- 第２号議案　取締役10名選任の件
- 第３号議案　監査役１名選任の件
- 第４号議案　補欠監査役２名選任の件
- 第５号議案　株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する子会社の取締役に株式会社新銀行東京の取締役を対象に加える件

第2回　定時株主総会会場のご案内

(証券コード　7173)
平成28年６月10日

株　主　各　位

東京都新宿区新宿五丁目９番２号
株式会社　東京TYフィナンシャルグループ
取締役社長　味　岡　桂　三

第２回定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第２回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年６月28日（火曜日）午後５時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月29日（水曜日）　午前10時

２．場　　所　　東京都千代田区神田美土代町7　住友不動産神田ビル
ベルサール神田　2階ホール

３．会議の目的事項

報告事項

１．第２期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第２期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役２名選任の件
第５号議案　株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する子会社の取締役に株式会社新銀行東京の取締役を対象に加える件

4．議決権行使について

(1) 郵送（書面）による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、平成28年６月28日（火曜日）午後５時20分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合
当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.e-sokai.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成28年６月28日（火曜日）午後５時20分までに、議案に対する賛否をご入力ください。
なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、57ページから59ページまでの「インターネット等による議決権行使のご案内」の記載内容をご確認くださいますようお願い申し上げます。

(3) 重複行使の取扱い
書面及びインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。
また、インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後に到達した議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

(4) インターネット開示事項について
本招集のご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tokyo-tyfg.co.jp/stock/shareholder.html）に掲載しておりますので、本招集のご通知添付書類には掲載しておりません。
なお、本招集のご通知の添付書類に記載しております計算書類及び連結計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。

以　上

◎当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集のご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、修正が生じた場合には、当社ウェブサイト（http://www.tokyo-tyfg.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
◎当日は節電のため会場内の冷房を弱めに設定する予定でございますので、株主さまにおかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
◎開場時間は午前９時でございます。

１　当社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

①企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当連結会計年度末現在、銀行持株会社である当社、株式会社東京都民銀行（以下「東京都民銀行」といいます。）及び株式会社八千代銀行（以下「八千代銀行」といいます。）を含む連結子会社11社及び関連会社（持分法適用関連会社）１社で構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、リース業務などの幅広い金融サービスを提供しております。

②金融経済環境

当連結会計年度におけるわが国経済を顧みますと、企業収益の改善により設備投資が緩やかな増加基調となり、雇用・所得環境の改善を背景として個人消費が底堅く推移するなど、緩やかな回復基調が続きました。一方、年明け以降、中国をはじめとする新興国・資源国など海外経済の減速や、株価下落、円高進行など、景気の下押し圧力が徐々に高まり、景気回復に向けた足取りに一部弱い動きもみられるようになりました。

当社グループの主な営業基盤であります首都圏における中小企業の景況は、訪日外国人の増加や雇用情勢の改善等による個人消費の下支えに加え、2020年（平成32年）東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた関連投資による押上げ効果が見込まれる等、回復が期待されますが、年明け以降の株価下落や円高傾向等により、消費者マインドや企業収益への影響が懸念されております。また、日銀のマイナス金利政策の導入により、金融経済環境の先行きについての不透明感が強まっております。

③企業集団の事業の経過及び成果

こうした経済環境の下、当社グループは、平成26年10月の設立と同時にスタートさせた中期経営計画「東京TY Plan 2020 ～First stage～」の実践に取り組んでおります。このなかで、当社グループは、目指すビジョンとして「首都圏においてお客さまから真に愛される地域No.1の都市型地銀グループ」を掲げ、当社グループのすべてのお客さまが、傘下銀行のサービスをワンストップでご利用いただける「金融プラットフォームサービス“Club TY”」の推進を中心に、高度なコンサルティング機能の提供、お客さまのニーズに対応した商品・サービスの開発、地方公共団体等とのさらなる連携強化等を推進しております。

当社グループは、平成27年９月、東京圏における地域金融の担い手として一層の真価を発揮すべく、株式会社新銀行東京（以下「新銀行東京」といいます。）との経営統合について最終合意し、所要の手続きを経て、平成28年４月１日に新銀行東京を完全子会社化して、統合による新たな体制をスタートさせました。また、最終合意日と同日に、東京都との間で「東京における産業振興に関する包

括連携協定」を締結したほか、平成28年３月には、公益財団法人東京都中小企業振興公社と「業務連携・協働に関する覚書」を取り交わすなど、地方公共団体や関係機関等との連携を進め、中小企業の様々なニーズに迅速に対応できる態勢を整備・強化いたしました。

また、法人営業の強化に向け、平成27年11月に「東京都民銀行新橋法人営業部」を新設し、続いて12月には「八千代銀行横浜西口支店」の開設に向けた開設準備室を設置するなど（平成28年４月開店）、重点地域、空白地域への法人融資専門拠点の設置を通じた営業網の拡大を進めました。

平成27年12月には、持株会社方式での経営統合を一歩進め、統合効果を最大限発揮していくため、平成29年度中を目途とした、東京都民銀行、八千代銀行及び新銀行東京の３行合併によるワンバンク体制の構築を目指し、具体的な検討・対応準備を進めることを決定いたしました。これに伴い、合併に向けた検討・準備を円滑に推し進め、グループ内外の連携強化を図るべく、「合併準備室」や「連携推進室」を新設する等、組織の一部改編を行いました。

当社グループは、こうした施策を早期かつ着実に成果に結び付けることにより、「首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。」という経営理念の実現を目指してまいります。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、法人のお客さま向けの営業体制強化や住宅ローンの推進に取り組んだ結果、貸出金の期末残高は、３兆3,599億円となりました。また、法人及び個人預金とも流動性が順調に推移したほか公金が増加したこと等により、預金の期末残高は、４兆5,021億円となりました。

連結経常収益は、資金運用利回りの低下傾向が続くなか、貸出金残高の増強等による資金運用収益の確保や預かり資産の販売等による役務取引等収益の拡大に努めた結果、795億円となりました。連結経常費用は、与信関係費用が低水準であったことや物件費を中心とした経費削減等により651億円となりました。その結果、連結経常利益は144億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は94億円となりました。

また、当連結会計年度の普通株式の期末配当につきましては、１株当たり30円を実施することといたしました。

主要な子会社の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

【東京都民銀行（単体）の業績及び預貸金期末残高】

（単位：億円）

	平成26年度	平成27年度	増　減
コア業務純益	83	68	△15
与信費用	15	18	2
有価証券関係損益	7	12	4
経常利益	68	67	△1
当期純利益	34	42	7

（連結）

経常利益	80	78	△2
親会社株主に帰属する当期純利益	42	47	4

	平成26年度	平成27年度	増　減
貸出金	18,281	18,421	139
預金	23,797	23,904	106

【八千代銀行（単体）の業績及び預貸金期末残高】

（単位：億円）

	平成26年度	平成27年度	増　減
コア業務純益	55	58	3
与信費用	△3	1	4
有価証券関係損益	26	11	△15
経常利益	93	71	△21
当期純利益	60	47	△12

（連結）

経常利益	99	76	△23
親会社株主に帰属する当期純利益	63	49	△14

	平成26年度	平成27年度	増　減
貸　　出　　金	14,660	15,175	514
預　　金	21,227	21,245	17

④企業集団の対処すべき課題

今後を展望いたしますと、当社グループの営業地盤であります東京圏においては、高齢化の進展に伴い、相続や中小企業の事業承継に関するニーズが拡大し、また、地方の高齢化や人口減少を背景に、地方から東京圏への企業の進出、人口の流入が続くものと予想しております。また、2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、道路・鉄道等の交通インフラや宿泊施設等の大規模な再開発が見込まれるほか、訪日外国人の増加やそれに伴う消費の拡大等、幅広い業種に追い風が吹くものと考えております。

東京圏では、こうしたビジネスチャンスが拡大する一方、他の金融機関の東京圏への積極的な業務展開もあり、当社グループの営業エリア内での競争は、今後激化していくことが見込まれます。また、日本銀行が導入したマイナス金利政策は、当面は金融機関の収益の下押し圧力となり、収益力増強に向けた取組みの必要性が高まっております。

当社グループが、こうした厳しい外部環境の下にあっても、ビジネスチャンスを確かなものとして業績につなげ、持続的な成長・発展を遂げるためには、傘下銀行各々の強み・ノウハウの共有によりシナジー効果を最大限に発揮することで、統合効果のさらなる向上を図り、他の金融機関との差別化を図っていくことが喫緊の課題であると考えております。

こうした認識の下、当社グループでは、４月１日に、新銀行東京が新たに傘下銀行に加わるとともに、経営統合の形態をさらに一歩進め、平成29年度中を目途に、３行合併によるワンバンク体制の構築を目指しております。今後、東京都をはじめとした地方公共団体、関係機関等との連携をさらに強化すると共に、160以上の店舗ネットワークや顧客基盤を活かしながら、東京圏での地域経済の発展に貢献してまいります。

また、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして捉え、ステークホルダーの皆さまの立場を尊重し、業務運営に際し透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うためコーポレート・ガバナンス機能の充実を図ってまいります。コンプライアンスにつきましても、地域金融グループとしての社会的使命を柱とした企業倫理の構築に努めていくとともに、株主の皆さまに信認され、お客さまや社会から信頼される、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を基本方針に掲げ、業務の健全性と適切性の確保に努めてまいります。

今後とも、当社グループは企業価値のさらなる向上に向け、役職員一丸となり全力で努力してまいりますので、皆さまにおかれましては従来にも増してあたたかいご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ　企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	―	―	650	795
経常利益	―	―	118	144
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	572	94
包括利益	―	―	705	23
純資産額	―	―	2,025	2,032
総資産	―	―	49,438	51,125

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、平成26年10月１日設立のため、平成25年度以前の状況については記載しておりません。
3. 当社は、平成26年10月１日付で東京都民銀行と八千代銀行の経営統合にともない、両行の共同持株会社として設立されました。設立に際し、東京都民銀行を取得企業として企業結合会計を行っているため、平成26年度の連結経営成績は、取得企業である東京都民銀行の平成26年度の連結経営成績に、八千代銀行の平成26年10月１日から平成27年３月31日までの連結経営成績、及び当社の平成26年10月１日から平成27年３月31日までの経営成績、並びにその他連結決算の際に発生する所要の修正事項(負ののれん発生益等)を連結したものとなります。

ロ　当社の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
営業収益	—	—	23	29
受取配当金	—	—	18	18
銀行業を営む子会社	—	—	18	18
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	—	—	1,957百万円	1,961百万円
1株当たり当期純利益	円 銭 — —	円 銭 — —	円 銭 66 99	円 銭 67 47
総資産	—	—	1,417	1,419
銀行業を営む子会社株式等	—	—	1,348	1,348
その他の子会社株式等	—	—	—	—

（注）1.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.　当社は、平成26年10月1日設立のため、平成25年度以前の状況については記載しておりません。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		前年度末	
	銀行業	その他	銀行業	その他
使用人数	3,097人	162人	3,102人	192人

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ　銀行業

東京都民銀行

	当年度末	前年度末
東京都	73店（うち出張所　5）	72店（うち出張所　5）
神奈川県	2（—）	2（—）
埼玉県	2（—）	2（—）
千葉県	1（—）	1（—）
合計	78（5）	77（5）

（注）上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を7か所、京王電鉄駅構内のATMを22駅に設置しております。

八千代銀行

	当年度末	前年度末
東京都	50店（うち出張所 3）	50店（うち出張所 3）
神奈川県	33 （ 2）	33 （ 2）
埼玉県	1 （ —）	1 （ —）
合計	84 （ 5）	84 （ 5）

（注）上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を29か所設置しております。

ロ　その他の事業

会社名	主要な営業所等
当社	本社（東京都新宿区）
とみん信用保証株式会社	本社（東京都千代田区）
都民銀商務諮詢（上海）有限公司	本社（中国上海市）
とみんコンピューターシステム株式会社	本社（東京都港区）
株式会社とみん経営研究所	本社（東京都港区）
とみんカード株式会社	本社（東京都台東区）
八千代サービス株式会社	本社（東京都新宿区）
八千代ビジネスサービス株式会社	本社（東京都文京区）
株式会社八千代クレジットサービス	本社（東京都豊島区）
八千代信用保証株式会社	本社（神奈川県相模原市）
東京TYリース株式会社	本社（東京都千代田区）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	その他	合計
設備投資の総額	2,487	6	2,494

ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業別	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社東京都民銀行	営業店端末システム更改	242
		融資支援システム基盤更改	127
	株式会社八千代銀行	市が尾支店／新店舗	104
		神田支店／仮店舗	102

ハ　重要な設備の除去等

(単位：百万円)

事業別	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社八千代銀行	椎名町支店／土地・旧店舗	166
		長津田支店／土地・旧店舗	255

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
株式会社東京都民銀行	東京都港区六本木2－3－11	銀行業	昭和26年12月12日	百万円 48,120	% 100.00
株式会社八千代銀行	東京都新宿区新宿5－9－2	銀行業	昭和29年1月8日	百万円 43,734	% 100.00
とみん信用保証株式会社	東京都千代田区神田小川町3－3	住宅ローン等の保証業務	昭和52年7月21日	百万円 760	% (100.00)

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設　立 年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
都民銀商務諮詢（上海）有限公司 （Tomin Business Consulting Shanghai Co., Ltd.）	中国上海市黄浦区 淮海中路918号 久事復興大廈 24－Ｃ１室	企業管理コンサルティング業務、貿易情報コンサルティング業務、投資コンサルティング業務	平成21年 ８月６日	米国ドル 25万 (23百万円)	% (100.00)
とみんコンピューター システム株式会社	東京都港区六本木 ２－４－１	電子計算機による情報処理業務の受託、電子計算室運営管理の受託	昭和55年 １月29日	百万円 20	% (75.00)
株式会社 とみん経営研究所	東京都港区六本木 ２－３－11	地域企業及び地域住民に対する経営、家計、不動産等に関する相談業務、有価証券の取得及び保有並びに売買	昭和59年 ７月10日	百万円 50	% (80.66)
とみんカード株式会社	東京都台東区東上野 １－７－15	クレジットカード業務	平成元年 ９月25日	百万円 30	% (73.00)
八千代サービス 株式会社	東京都新宿区新宿 ５－９－２	建物の清掃、保守管理業務、広告宣伝用品等の調達・管理業務	昭和50年 １月23日	百万円 10	% (100.00)
八千代ビジネスサービス 株式会社	東京都文京区千駄木 ４－14－１	メール、回金、事務集中業務	平成元年 ８月31日	百万円 10	% (100.00)
株式会社 八千代クレジットサービス	東京都豊島区東池袋 ２－61－３	クレジットカード業務	平成３年 ４月12日	百万円 30	% (91.02)
八千代信用保証 株式会社	神奈川県相模原市 中央区相模原４－６－1	住宅ローン等の保証業務	昭和58年 11月30日	百万円 342	% (97.43)
東京TYリース 株式会社	東京都千代田区 神田小川町３－３	総合リース業	昭和50年 ６月５日	百万円 305	% (35.50)

（注）1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」欄の（　　）内は、間接保有の議決権比率であります。
3. 都民銀商務諮詢（上海）有限公司の資本金の円換算額は、同社の持分の取得日における為替相場により算出し、百万円未満を切り捨てて表示しております。
4. とみん銀事務センター株式会社は、平成27年６月30日に解散し、平成27年９月28日に清算結了いたしました。

5. 当社に親会社はありませんので、親会社の状況については記載しておりません。
6. 東京TYリース株式会社は、当社の持分法適用関連会社であります。
7. 平成28年４月１日付株式交換により、新銀行東京が重要な子会社となっております。

重要な業務提携の概況

記載すべき重要な事項はありません。

(7) 主要な借入先

該当ありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

新銀行東京との経営統合並びに、東京都民銀行、八千代銀行及び新銀行東京の３行合併によるワンバンク体制の構築に向けた具体的な検討・対応準備の開始につきましては、(1)企業集団の事業の経過及び成果等に記載のとおりでございます。

2　会社役員に関する事項
(1) 会社役員の状況

(平成27年度末現在)

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
酒井　勲	代表取締役会長 監査部 担当	株式会社八千代銀行 取締役相談役	
柿﨑昭裕	代表取締役社長	株式会社東京都民銀行 取締役頭取（代表取締役）	
小林　功	取締役	株式会社東京都民銀行 相談役	
髙橋一之	取締役 経営企画部・ 合併準備室 担当	株式会社八千代銀行 取締役会長（代表取締役）	
田原宏和	取締役	株式会社八千代銀行 取締役頭取（代表取締役）	
坂本　隆	取締役 営業戦略部 担当	株式会社東京都民銀行 取締役副頭取（代表取締役）	
味岡桂三	取締役 リスク管理部・ 合併準備室 担当	株式会社東京都民銀行 専務取締役（代表取締役）	
鈴木健二	取締役	株式会社八千代銀行 専務取締役（代表取締役）	
佐藤明夫	取締役（社外取締役）	佐藤総合法律事務所 代表 弁護士 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス 社外監査役 GMOペイメントゲートウエイ株式会社 社外取締役 GMOクリックホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社きらやか銀行 社外取締役	
三浦隆治	取締役（社外取締役）	三浦公認会計士事務所 公認会計士 L.A.コンサルティング株式会社 取締役 青梅信用金庫 監事（員外）	
多田和則	常勤監査役		
片山寧彦	常勤監査役		
稲葉喜子	監査役（社外監査役）	稲葉公認会計士事務所 公認会計士 株式会社はやぶさコンサルティング 代表取締役 株式会社東京国際会計 代表取締役 はやぶさ監査法人 代表社員 株式会社東和銀行 社外取締役 税理士法人はやぶさ会計 社員	
東道佳代	監査役（社外監査役）	光和総合法律事務所 パートナー 弁護士 日本郵便輸送株式会社 社外監査役	

（注）1. 取締役佐藤明夫氏、取締役三浦隆治氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役稲葉喜子氏、監査役東道佳代氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役稲葉喜子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役佐藤明夫氏、取締役三浦隆治氏、監査役稲葉喜子氏、監査役東道佳代氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

（ご参考）

平成28年４月１日付で次の取締役の異動、並びに、地位及び担当並びに重要な兼職の変更がありました。

氏　名	地位及び担当	重要な兼職
髙橋一之	代表取締役会長 経営企画部・合併準備室 担当	株式会社八千代銀行 取締役会長（代表取締役） 株式会社新銀行東京 取締役(非常勤)
味岡桂三	代表取締役社長 監査部・リスク管理部・ 合併準備室 担当	株式会社東京都民銀行 取締役副頭取（代表取締役） 株式会社新銀行東京 取締役(非常勤)
田原宏和	取締役 営業戦略部 担当	株式会社八千代銀行 取締役頭取（代表取締役）
坂本　隆	取締役 営業戦略部 担当	株式会社東京都民銀行 取締役頭取（代表取締役）
柿﨑昭裕	取締役	株式会社東京都民銀行 取締役会長（代表取締役）
酒井　勲	取締役	株式会社八千代銀行 取締役相談役
常久秀紀	取締役	株式会社新銀行東京 代表取締役社長執行役員
齋藤真人	取締役	株式会社新銀行東京 取締役執行役員

（2）会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	報酬等		
			月額報酬	ストック・オプション
取締役	10名	96	72	24
監査役	4名	49	49	—
計	14名	146	121	24

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 取締役及び監査役の報酬については、平成27年６月26日開催の第１回定時株主総会において、取締役の報酬等の額を年額２億５千万円以内（うち社外取締役分は年額５千万円以内）、監査役の報酬等の額を年額８千万円以内と決議いただいております。
3. 株式報酬型ストック・オプションは、平成27年６月26日開催の第１回定時株主総会において、前記の年額２億５千万円以内とは別枠にて、取締役の報酬等の額を年額６千万円以内と決議いただいております。

【役員の報酬等の額の決定に関する方針】

取締役の報酬を決定するに当たっての方針としては、当社グループの経営方針の実現、持続的な成長を可能とするよう、短期的業績に加え中長期的な業績向上への貢献意欲も高めることを目的としております。

また、取締役の報酬の水準に関しましては、経済や社会の情勢を踏まえ、当社及び当社の子会社として適切な水準を決定することとしております。

イ．報酬の種類

当社の取締役（社外取締役を除く）が受ける報酬等は、基本報酬であります「月額報酬」と、当社の株価と連動する報酬として、業績と企業価値向上への貢献意欲及び株主重視の経営意識を一層高めることを目的とする「株式報酬型ストック・オプション」としております。

但し、社外取締役は、月額報酬のみとしております。

なお、監査役の報酬は月額報酬のみであり、監査役の中立性及び独立性を確保する観点から株式報酬型ストック・オプションの対象となっておりません。

ロ．手続

・当社は、取締役の「人事・報酬」の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、「指名・報酬協議会」を設置しております。
「指名・報酬協議会」は、取締役２名及び社外取締役２名にて構成し、委員長は社外取締役が務めております。

・ステークホルダー等に対して納得性のある報酬水準とするために、「指名・報酬協議会」では、プロセスの妥当性を含め、当社及び子会社の取締役報酬額の検討を行い、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上、当社取締役の報酬額を決定しております。
子会社取締役としての報酬額は、「指名・報酬協議会」の検討結果を基に各子会社の取締役会で決定しております。
なお、監査役の報酬額の決定につきましては、株主総会の承認の報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定されております。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
佐藤明夫（社外取締役） 三浦隆治（社外取締役） 稲葉喜子（社外監査役） 東道佳代（社外監査役）	当社は、社外役員の全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

3　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
佐　藤　明　夫 （取　締　役）	佐藤総合法律事務所　代表　弁護士 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス　社外監査役 GMOペイメントゲートウエイ株式会社　社外取締役 GMOクリックホールディングス株式会社　社外取締役 株式会社きらやか銀行　社外取締役
三　浦　隆　治 （取　締　役）	三浦公認会計士事務所　公認会計士 L.A.コンサルティング株式会社　取締役 青梅信用金庫　監事（員外）
稲　葉　喜　子 （監　査　役）	稲葉公認会計士事務所　公認会計士 株式会社はやぶさコンサルティング　代表取締役 株式会社東京国際会計　代表取締役 はやぶさ監査法人　代表社員 株式会社東和銀行　社外取締役 税理士法人はやぶさ会計　社員
東　道　佳　代 （監　査　役）	光和総合法律事務所　パートナー　弁護士 日本郵便輸送株式会社　社外監査役

（注）1. 社外取締役の佐藤明夫氏が代表を務める佐藤総合法律事務所には、当社の子会社であります東京都民銀行が、必要に応じて業務に係る法律相談を行っております。
2. 社外監査役東道佳代氏の職務上（弁護士）の氏名は、黒澤佳代であります。
3. 社外監査役の東道佳代氏が所属する光和総合法律事務所には、当社の子会社であります東京都民銀行が、必要に応じて業務に係る法律相談を行っております。
4. その他の兼職先と当社との間に、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
佐　藤　明　夫 (取　締　役)	1年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会20回のうち19回に出席	取締役会において、社外役員として豊富な経験と弁護士の専門的見地から、審議に必要な発言や提言を行っております。 また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員長として、取締役の指名・報酬案について審議を主導いたしております。
三　浦　隆　治 (取　締　役)	1年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会20回全てに出席	取締役会において、公認会計士の専門的見地から、審議に必要な発言や提言を行っております。 また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員として、取締役の指名・報酬案について提言を行っております。
稲　葉　喜　子 (監　査　役)	1年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会20回のうち18回に、監査役会14回のうち13回に出席	取締役会及び監査役会において、公認会計士の専門的見地から、審議に必要な発言を行っております。
東　道　佳　代 (監　査　役)	1年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会20回のうち19回に、監査役会14回全てに出席	取締役会及び監査役会において、弁護士の専門的見地から、審議に必要な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	32	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記報酬等のほか、社外役員が当社の子会社から受けた報酬等の総額は次のとおりであります。
・社外監査役1名が当社の子会社である八千代銀行の社外監査役として受けた報酬等・・・0.3百万円

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4　当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	100,000千株
	第１回第一種優先株式	5,000千株
	第２回第一種優先株式	5,000千株
発行済株式の総数	普通株式	29,227千株 （自己株式169千株を含む。）

（注）1.　株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2.　平成28年４月１日時点の発行可能株式総数は112,000千株（普通株式100,000千株、第１回第一種優先株式5,000千株、第２回第一種優先株式5,000千株、第二種優先株式2,000千株）、発行済株式の総数は32,650千株（普通株式30,650千株、第二種優先株式2,000千株）であります。

(2) 当年度末株主数

	普通株式	32,022名

(3) 大株主（上位10先）

普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,341 千株	8.05 %
三井住友信託銀行株式会社	2,290	7.88
株式会社みずほ銀行	715	2.46
三井住友海上火災保険株式会社	622	2.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	485	1.67
八千代銀行従業員持株会	467	1.60
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	418	1.43
東京都民銀行職員持株会	406	1.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	388	1.33
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	378	1.30

（注）1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. なお、新銀行東京との経営統合に係る株式交換効力発生時における大株主は次のとおりとなります。

普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,341 千株	7.68 %
三井住友信託銀行株式会社	2,290	7.51
東京都	1,197	3.93
株式会社みずほ銀行	715	2.34
三井住友海上火災保険株式会社	634	2.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	485	1.59
八千代銀行従業員持株会	467	1.53
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	418	1.37
東京都民銀行職員持株会	406	1.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	388	1.27

第二種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
東京都	2,000 千株	100.00 %

5　当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社並びに当社の子会社である東京都民銀行及び八千代銀行の取締役（社外取締役を除く）に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の内容の概要は次のとおりであります。

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	発行価額（新株予約権1個当たり）	行使価額（株式1株当たり）	行使期間
第1回新株予約権	平成27年8月3日	120個	普通株式 12,000株	388,100円	1円	平成27年8月3日から平成57年8月2日まで

(1) 事業年度の末日において当社の取締役（社外取締役を除く）が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	保有人数	保有個数
第1回新株予約権	64個	普通株式　6,400株	8名	64個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

①　当社の使用人に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

②　子会社の取締役（社外取締役を除く）に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	交付人数	交付個数
第1回新株予約権	56個	普通株式　5,600株	10名	56個

③　子会社の使用人に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

6　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員　南　波　秀　哉 指定有限責任社員 業務執行社員　西　田　裕　志 指定有限責任社員 業務執行社員　長　尾　礎　樹	17	(非監査業務の内容) 株式会社新銀行東京との経営統合に伴う財務デューデリジェンス業務等

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、159百万円であります。
4. 会計監査人の報酬に関する同意理由
当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査活動実績と計画などについて関連部署からヒアリング等を行ない、その内容が適切であるか、また、監査時間と報酬単価についても合わせて検討した上で、会計監査人報酬等について会社法第399条第１項の同意を行なっております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査業務における品質管理体制、職務執行状況並びにその他の事由により解任又は不再任とすることが妥当であると判断した場合には、監査役会が株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ　当社の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社及び子法人等

該当ありません。

ハ　会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

・平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

・社員が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと

・監査法人の運営が著しく不当と認められたこと

7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8　業務の適正を確保する体制

内部統制基本方針につきましては、当該事業年度において改正会社法の施行及びコーポレートガバナンス・コードの適用に伴い、改定しております。

取締役会決議の内容及び内部統制の運用状況の概要は、次のとおりです。

【内部統制基本方針】

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ会社の「業務の適正を確保するための体制」を整備するため、以下のとおり、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努める。また、今後も適宜見直しを行い、内容の充実を図っていく。

1.　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス基本規程を制定する。

(2) 当社は、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス遵守状況を統合的に把握・管理すると共に、コンプライアンスに関する体制を整備する。

(3) 当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、監査部は、当社及びグループ会社の運

営状況の監査を定期的に実施し、監査結果を取締役会へ報告する。

(4) 当社は、内部通報管理規則に基づき、役職員の法令違反行為に関する相談・通報窓口を設け適正に処理すると共に、通報者等を保護する体制を整備する。

(5) 当社は、顧客保護等管理方針及び利益相反管理方針を制定し、当社及びグループ会社のお客さまの保護及び利便性向上に向けた体制を整備すると共に、お客さまの利益を不当に害することがないよう利益相反を管理する体制を整備する。

(6) 当社は、反社会的勢力との関係遮断の基本方針として定める反社会的勢力への対応に係る基本方針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のための体制を整備する。また、反社会的勢力からの不当要求等について組織的に対応する。

(7) 当社は、「インサイダー取引未然防止管理規則」に基づき、業務上知り得た当社及びグループ会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにグループリスク管理基本方針を制定する。

(2) 当社は、当社及びグループ会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。

(3) 当社は、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ会社における各種リスクを管理すると共に、損失の危険を管理するための体制を整備する。

(4) 当社は、監査部がリスク管理統括部署のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、リスク管理態勢の充実強化を図る。

(5) 当社は、危機発生時において速やかに業務の復旧を図るため、業務継続に関する基本方針を制定し、危機管理について適切に態勢整備を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、経営目標を定めると共に、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。

(2) 当社は、取締役会規程を制定し、取締役会を適切に運営すると共に、経営会議等を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任する。経営会議等は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。

(3) 当社は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規則、及び職務権限規則等により職務・権限・意思決定のルールを定める。

5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社及びグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。当社によるグループ会社の管理については、グループ経営管理規程において、子会社の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備する。
(2) 当社及びグループ会社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
(3) 当社及びグループ会社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針に基づき、当社グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
(4) 当社は、当社役員、グループ会社（連結子会社・持分法適用会社）、主要株主等との間で行う取引（関連当事者間取引）に関して「関連当事者間取引管理に関する基本方針」を定め、法令等に則り各社の業務の健全性および適切性並びに株主共同の利益を確保する。
(5) 監査部は、内部監査に関する基本方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
(6) 当社は、当社及びグループ会社の役職員がグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合に、直ちに当社の取締役に報告する体制を整備する。また、子会社から当社に報告を行う基準を明示し、グループ経営上必要となる事項等に係る報告体制を整備する。
(7) 当社は、(6) で報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役が、その職務について効率性及び実効性を高めるため、監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）を配置する。
7. 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項
(1) 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。
(2) 当社は、補助者に業務執行に係る役職を兼務させない体制を整備する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役報告規程に基づき、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告する。また、監査役は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、取締役及

び内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。なお、監査役等へ報告をした者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。

(2) 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査役に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、監査役が会計監査人、代表取締役、リスク管理部門、監査部門、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。

(2) 当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用の前払または償還並びに債務の処理等を当社に対し求めた場合は、速やかに当該費用の処理を行う。また、監査役が必要と考える場合には、外部専門家の助言等を得るための費用を負担する。

【内部統制の運用状況の概要】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、お客さまの保護、利便性の向上、利益相反管理、反社会的勢力との関係遮断、インサイダー取引未然防止管理に係る体制を各々整備し、適切に運用しています。

・当社は、「コンプライアンス基本方針」や「コンプライアンス基本規程」に基づき、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、具体的施策を実施しています。平成27年度は「コンプライアンス委員会」を11回開催するなどにより、グループ全体のコンプライアンス遵守状況を適切に把握・管理しています。

・当社監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的に把握し、監査結果を取締役会へ報告しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社は、「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等を作成し、適切に保存しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、「グループリスク管理基本方針」及び「統合的リスク管理規程」等を定めるとともに、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ全体としての各種リスクの的確な管理を実施しています。また、内部監査部門による統合的リスク管理態勢の監査等を通じて、当社グループのリスク管理態勢の充実整備に努めています。平成27年度は、リスク管理委員会を12回開催した他、危機発生時に備え業務継続に係わる訓練を実施しました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき、経営方針や経営戦略などの重要な

事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を適切に監督しています。平成27年度は、取締役会を20回開催し、当社グループの経営戦略やコーポレートガバナンス態勢等について、適切な審議を実施しました。

・また、取締役会の下に取締役で構成される経営会議・合併準備会議を設置し、原則として毎週１回開催（合併準備会議は原則として毎月１回開催）するほか必要に応じて随時開催しており、取締役会の決議事項以外の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けています。平成27年度は、経営会議を32回、合併準備会議を５回開催し、業務執行状況等について適切な審議を行いました。

5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社では、「グループ経営管理規程」等を策定し、子会社の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営を確保しています。

・グループ内の他の部門から独立した監査部が、「内部監査に関する基本方針」に基づき、当社及びグループ会社の業務運営について検証等を行っています。

・当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制の基本方針」等に基づき適切な運用及び評価を実施しています。

・当社及びグループ会社は、「関連当事者間取引管理に関する基本方針」等を定め、グループ会社間等との取引について適切に管理しています。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

・当社は、業務執行部門から独立した専任の使用人（以下「補助者」）が監査役の職務を補助しています。

7. 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項

・補助者の異動・評価等は、監査役の同意を得る等、取締役からの独立性を確保しています。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社では監査役報告規程を定め、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告することとしています。
なお、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他不利益な取扱いを行ってはならないこととしています。

・当社及び子会社監査部は監査役と定期的に意見交換を実施し、内部監査結果の課題及び監査役監査の状況について意見交換をしています。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社監査役は監査役監査基準に従い取締役会に出席するとともに、経営会議等の重要な会議に監査役が出席することにより、取締役及び使用人等から必要な報告を受けています。また、

代表取締役並びに他取締役（社外取締役含む）、子会社監査役と定期的に意見交換等を実施しています。なお監査役会においては、必要に応じて、社内各部署が出席し情報の提供及び報告を受けています。

9　特定完全子会社に関する事項

(1) 特定完全子会社の名称及び住所

株式会社東京都民銀行
東京都港区六本木二丁目３番11号
株式会社八千代銀行
東京都新宿区新宿五丁目９番２号

(2) 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

株式会社東京都民銀行	81,936百万円
株式会社八千代銀行	52,909百万円
合計	134,845百万円

(3) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

141,996百万円

10　親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11　会計参与に関する事項

該当ありません。

12　その他

剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがある時は、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

銀行持株会社としての公共性に鑑み、適正な内部留保による財務の健全性の確保に努めるとともに、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策の一つと位置付け、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

連結計算書類

第２期末 (平成28年３月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	405,539	預金	4,502,192
コールローン及び買入手形	43,600	譲渡性預金	34,206
買入金銭債権	4,202	債券貸借取引受入担保金	293,327
商品有価証券	658	借用金	7,425
有価証券	1,210,097	外国為替	68
貸出金	3,359,919	社債	16,000
外国為替	6,531	新株予約権付社債	5,000
その他資産	29,258	その他負債	35,803
有形固定資産	53,217	賞与引当金	2,038
建物	13,074	退職給付に係る負債	5,530
土地	34,547	役員退職慰労引当金	85
リース資産	1,101	ポイント引当金	53
建設仮勘定	2,226	利息返還損失引当金	14
その他の有形固定資産	2,266	睡眠預金払戻損失引当金	988
無形固定資産	2,039	偶発損失引当金	659
ソフトウェア	1,441	繰延税金負債	55
リース資産	198	再評価に係る繰延税金負債	14
その他の無形固定資産	399	支払承諾	5,860
繰延資産	56	負債の部合計	4,909,324
退職給付に係る資産	8,647	(純資産の部)	
繰延税金資産	7,035	資本金	20,000
支払承諾見返	5,860	資本剰余金	99,585
貸倒引当金	△ 24,122	利益剰余金	80,913
		自己株式	△ 594
		株主資本合計	199,905
		その他有価証券評価差額金	8,390
		繰延ヘッジ損益	6
		土地再評価差額金	△ 209
		為替換算調整勘定	11
		退職給付に係る調整累計額	△ 5,221
		その他の包括利益累計額合計	2,977
		新株予約権	46
		非支配株主持分	286
		純資産の部合計	203,216
資産の部合計	5,112,540	負債及び純資産の部合計	5,112,540

第２期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**79,583**
資金運用収益	**55,840**	
貸出金利息	45,740	
有価証券利息配当金	9,060	
コールローン利息及び買入手形利息	204	
預け金利息	311	
その他の受入利息	523	
役務取引等収益	**15,832**	
その他業務収益	**4,899**	
その他経常収益	**3,011**	
償却債権取立益	528	
その他の経常収益	2,482	
経常費用		**65,129**
資金調達費用	**3,623**	
預金利息	2,147	
譲渡性預金利息	27	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
債券貸借取引支払利息	664	
借用金利息	131	
社債利息	488	
新株予約権付社債利息	107	
その他の支払利息	56	
役務取引等費用	**3,424**	
その他業務費用	**363**	
営業経費	**54,269**	
その他経常費用	**3,448**	
貸倒引当金繰入額	1,103	
その他の経常費用	2,345	
経常利益		**14,453**
特別利益		**391**
固定資産処分益	258	
国庫補助金等受贈益	132	
特別損失		**293**
固定資産処分損	171	
固定資産圧縮特別勘定繰入額	122	
税金等調整前当期純利益		**14,551**
法人税、住民税及び事業税	**2,475**	
法人税等調整額	**2,638**	
法人税等合計		**5,113**
当期純利益		**9,437**
非支配株主に帰属する当期純利益		**24**
親会社株主に帰属する当期純利益		**9,412**

第２期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,000	99,607	73,245	△544	192,308
当期変動額					
剰余金の配当			△1,744		△1,744
親会社株主に帰属する当期純利益			9,412		9,412
自己株式の取得				△52	△52
自己株式の処分		0		2	2
子会社持分の変動		△21			△21
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△21	7,668	△50	7,596
当期末残高	20,000	99,585	80,913	△594	199,905

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	9,784	2	△210	17	432	10,026	―	245	202,580
当期変動額									
剰余金の配当									△1,744
親会社株主に帰属する当期純利益									9,412
自己株式の取得									△52
自己株式の処分									2
子会社持分の変動									△21
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,393	4	0	△5	△5,654	△7,048	46	41	△6,960
当期変動額合計	△1,393	4	0	△5	△5,654	△7,048	46	41	636
当期末残高	8,390	6	△209	11	△5,221	2,977	46	286	203,216

計算書類

第２期末（平成28年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
【流動資産】	**2,095**	**【流動負債】**	**93**
現金及び預金	1,702	未払金	7
未収入金	25	未払費用	0
前払費用	1	未払配当金	13
未収還付法人税等	355	未払法人税等	29
繰延税金資産	10	預り金	11
【固定資産】	**139,845**	仮受金	0
【投資その他の資産】	139,845	賞与引当金	31
関係会社株式	134,845	**【固定負債】**	**5,000**
関係会社貸付金	5,000	新株予約権付社債	5,000
【繰延資産】	**56**	**負債の部合計**	**5,093**
創立費	50	（純資産の部）	
株式交付費	5	**【株主資本】**	**136,856**
		資本金	20,000
		資本剰余金	115,277
		資本準備金	5,000
		その他資本剰余金	110,277
		利益剰余金	2,174
		その他利益剰余金	2,174
		繰越利益剰余金	2,174
		自己株式	△594
		【新株予約権】	**46**
		新株予約権	46
		純資産の部合計	**136,903**
資産の部合計	**141,996**	**負債及び純資産の部合計**	**141,996**

第２期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目		金額
営業収益		**2,927**
関係会社受取配当金	1,888	
関係会社受入手数料	1,039	
営業費用		**731**
販売費及び一般管理費	731	
営業利益		**2,196**
営業外収益		**108**
受取利息	107	
雑収入	0	
営業外費用		**270**
支払利息	107	
支払手数料	144	
創立費償却	14	
株式交付費償却	3	
経常利益		**2,034**
税引前当期純利益		**2,034**
法人税、住民税及び事業税	**68**	
法人税等調整額	**4**	
法人税等合計		**72**
当期純利益		**1,961**

第２期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	20,000	5,000	110,276	115,276
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	0	0
当期末残高	20,000	5,000	110,277	115,277

（単位：百万円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,957	1,957	△544	136,689	—	136,689
当期変動額						
剰余金の配当	△1,744	△1,744		△1,744		△1,744
当期純利益	1,961	1,961		1,961		1,961
自己株式の取得			△52	△52		△52
自己株式の処分			2	2		2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					46	46
当期変動額合計	217	217	△50	167	46	213
当期末残高	2,174	2,174	△594	136,856	46	136,903

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

株式会社　東京TYフィナンシャルグループ
　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　南　波　秀　哉　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西　田　裕　志　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長　尾　礎　樹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東京TYフィナンシャルグループの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京TYフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社及び株式会社新銀行東京は、平成28年４月１日を効力発生日として、株式会社新銀行東京を会社の完全子会社とする株式交換を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

株式会社　東京TYフィナンシャルグループ
　取　締　役　会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　南　波　秀　哉　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西　田　裕　志　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長　尾　礎　樹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東京TYフィナンシャルグループの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社及び株式会社新銀行東京は、平成28年４月１日を効力発生日として、株式会社新銀行東京を会社の完全子会社とする株式交換を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第２期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人に対する平成27年12月22日付の金融庁の業務改善命令の内容及び平成28年１月29日付で金融庁へ提出した業務改善計画の内容と進捗状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月11日

株式会社　東京TYフィナンシャルグループ　監査役会

常勤監査役　多　田　和　則　㊞

常勤監査役　片　山　寧　彦　㊞

社外監査役　稲　葉　喜　子　㊞

社外監査役　東　道　佳　代　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

会社法が平成26年に改正（平成27年５月１日施行）され、社外取締役、社外監査役の要件が厳格化されたことに伴い、改正後の会社法においては責任限定契約を締結できるか否かを、「業務執行を行うか否か」で区別することとなりました。この法改正により業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことから、以下のとおり定款一部変更のご承認をお願いしたいと存じます。

なお、定款第31条の変更については、各監査役の同意を得ております。

「定款」新旧対照表　（下線は変更部分）

現　行	改　正　後
略	現行通り
第５章　取締役および取締役会	第５章　取締役および取締役会
（社外取締役との責任限定契約） 第31条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役との責任限定契約） 第31条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
略	現行通り
第６章　監査役および監査役会	第６章　監査役および監査役会
（社外監査役との責任限定契約） 第39条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役との責任限定契約） 第39条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第２号議案　取締役10名選任の件

現在の取締役12名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏　名	現在の当社における地位	
1	再　任	髙橋（たかはし）　一之（かずゆき）	代表取締役会長	
2	再　任	味岡（あじおか）　桂三（けいぞう）	代表取締役社長	
3	再　任	田原（たはら）　宏和（ひろかず）	取締役	
4	再　任	坂本（さかもと）　隆（たかし）	取締役	
5	新　任	小林（こばやし）　秀郎（ひでお）		
6	新　任	野邊田（のべた）　覚（さとる）		
7	再　任	常久（つねひさ）　秀紀（ひでのり）	取締役	
8	新　任	中村（なかむら）　靖（やすし）		社外取締役候補者　独立役員
9	再　任	佐藤（さとう）　明夫（あきお）	取締役	社外取締役候補者　独立役員
10	再　任	三浦（みうら）　隆治（りゅうじ）	取締役	社外取締役候補者　独立役員

1 髙橋（たかはし） 一之（かずゆき）

（昭和27年９月14日生）　再任

▶所有する当社の株式数：普通株式 **6,400**株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年４月 八千代信用金庫入庫
平成13年５月 株式会社八千代銀行 総合企画部長
平成15年４月 同行　経営企画部長
平成18年４月 同行　執行役員 頭取付
平成18年６月 同行　執行役員 淵野辺支店長
平成20年４月 同行　執行役員 人事部長
平成20年６月 同行　取締役 人事部長
平成21年６月 同行　常務取締役
平成24年６月 同行　専務取締役
平成26年10月 同行　取締役会長（現職）
株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ取締役
経営企画部　担当
平成28年１月 同社　取締役
経営企画部　合併準備室　担当
平成28年４月 同社　代表取締役会長
経営企画部　合併準備室　担当
(現職)
株式会社新銀行東京　取締役（非常勤）
(現職)
(現在に至る)

■取締役候補者とする理由

平成26年の当社設立以来、当社取締役として経営企画部門を担当、傘下銀行の経営統合の中心的な役割を担うと共に、当社グループの経営管理全般に亘る意思決定を適切に行ってまいりました。本年４月には当社取締役会長に就任し、今後も当社グループの経営に関する重要課題の決定において、その豊富な経験や知見を活かすことにより、取締役会における意思決定機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

2 味岡（あじおか） 桂三（けいぞう）

（昭和32年４月25日生）

再　任

▶所有する当社の株式数：普通株式 **1,477**株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年４月 日本銀行入行
平成16年６月 同行　大分支店長
平成19年８月 同行　金融機構局参事役
平成21年６月 同行　金沢支店長
平成23年５月 株式会社東京都民銀行入行
同行　執行役員
平成23年６月 同行　執行役員 日本橋支店長
平成24年６月 同行　常務取締役 日本橋支店長
平成24年７月 同行　常務取締役
事務・システム本部長
平成26年６月 同行　専務取締役
システム企画部・事務統括部・
市場金融部　担当
平成26年10月 株式会社東京ＴＹフィナンシャル
グループ取締役 リスク管理部　担当
平成28年１月 同社　取締役
リスク管理部　合併準備室　担当
平成28年４月 株式会社東京都民銀行
取締役副頭取
リスク統括部　担当（現職）
株式会社東京ＴＹフィナンシャル
グループ
代表取締役社長
監査部　リスク管理部
合併準備室　担当（現職）
株式会社新銀行東京
取締役（非常勤）（現職）
(現在に至る)

■取締役候補者とする理由

平成26年の当社設立以来、当社取締役としてリスク管理部門を担当、リスク管理態勢の強化の中心的役割を担うと共に、当社グループの経営管理全般に亘る意思決定に重要な役割を果たしてまいりました。本年４月には当社取締役社長に就任し、今後も当社グループの経営に関する重要課題への対応、当社グループが目指すワンバンク体制確立に向けて、その経験や知見を活かすことにより、当社グループの企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者としました。

3 田原（たはら） 宏和（ひろかず）

（昭和31年１月17日生）

再　任

▶所有する当社の株式数：普通株式 **7,540**株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年４月　八千代信用金庫入庫
平成14年４月　株式会社八千代銀行　古淵支店長
平成16年４月　同行　八丁堀支店長
平成17年10月　同行　経営企画部副部長
平成18年４月　同行　執行役員 経営企画部長
平成20年６月　同行　取締役 経営企画部長
平成22年４月　同行　取締役
平成22年６月　同行　常務取締役
平成24年６月　同行　専務取締役
平成26年10月　同行　取締役頭取
監査部　担当（現職）
平成26年10月　株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ取締役
平成28年４月　同社　取締役 営業戦略部　担当（現職）
（現在に至る）

■取締役候補者とする理由

平成26年の当社設立以来、当社取締役に就任しているほか、当社の子会社である株式会社八千代銀行の頭取を務めており、経営の経験も豊富であります。また、当社においては営業部門担当役員としてグループ全体の業績向上へ尽力しており、当社グループの経営に関する重要課題の決定において、その経験や知見を活かすことにより、取締役会における意思決定機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

4 坂本（さかもと） 隆（たかし）

（昭和32年６月15日生）

再　任

▶所有する当社の株式数：普通株式 **2,887**株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年４月	株式会社東京都民銀行入行
平成13年６月	同行　茅場町支店長
平成16年７月	同行　日本橋支店長
平成18年７月	同行　融資審査企画部長
平成19年７月	同行　参与 融資審査部長
平成21年６月	同行　取締役 執行役員 融資審査部長
平成21年６月	同行　取締役 執行役員 融資審査本部長
平成23年４月	同行　取締役 執行役員 融資審査本部長 兼 融資管理部長
平成23年６月	同行　常務取締役 融資審査本部長
平成23年７月	同行　常務取締役 融資本部長
平成24年６月	同行　専務取締役 融資本部長
平成24年７月	同行　専務取締役 営業本部長
平成26年６月	同行　取締役副頭取 営業統括部　営業開発部　外為営業部　前給事業部　医療福祉事業部　担当
平成26年10月	株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ取締役 グループ戦略部　担当
平成28年１月	同社　取締役 営業戦略部　担当 （現職）
平成28年４月	株式会社東京都民銀行 取締役頭取、監査部　担当（現職） （現在に至る）

■取締役候補者とする理由

平成26年の当社設立以来、当社取締役に就任しているほか、本年４月より当社の子会社である株式会社東京都民銀行の頭取を務めており、同行においては審査部門、営業推進部門等、銀行業務全般に関する経験も豊富であります。当社グループの経営に関する重要課題の決定において、その経験や知見を活かすことにより、取締役会における意思決定機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

5 小林（こばやし）　秀郎（ひでお）

（昭和33年３月24日生）

新　任

▶所有する当社の株式数：普通株式 **1,700**株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年４月　八千代信用金庫入庫
平成15年４月　株式会社八千代銀行　資産査定部次長
平成18年４月　同行　東林間支店長
平成20年４月　同行　中板橋支店長
平成22年４月　同行　相模原法人営業部長
平成23年４月　同行　執行役員 相模原法人営業部長
平成24年４月　同行　執行役員 営業推進第二部長
平成25年６月　同行　取締役 営業推進第二部長
平成26年４月　同行　取締役
平成26年６月　同行　常務取締役（現職）
平成27年12月　株式会社東京都民銀行　取締役（非常勤）（現職）（現在に至る）

■取締役候補者とする理由

当社子会社である株式会社八千代銀行では支店長を歴任しているほか、審査部門、営業推進部門等、銀行業務全般に関する経験も豊富であります。また、平成26年の当社設立以降は、同行において当社グループの経営統合に関する諸施策の推進に取り組んできております。当社グループ経営に関する重要課題の決定において、その経験や知見を活かすことにより、取締役会における意思決定機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

6 野邊田（のべた） 覚（さとる）

新　任

（昭和35年８月24日生）　▶所有する当社の株式数：普通株式 611株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年４月	株式会社日本興業銀行入行
平成14年４月	株式会社みずほ銀行　業務企画部次長
平成19年４月	株式会社みずほコーポレート銀行コンプライアンス統括部次長
平成21年４月	同行　営業第一部付参事役 興和不動産株式会社出向経営企画部長
平成22年４月	同行　資産監査部長
平成24年４月	株式会社東京都民銀行　外為営業部部長（株式会社みずほコーポレート銀行より出向）
平成25年４月	同行入行　外為営業部長
平成25年６月	同行　事務統括部長
平成25年７月	同行　参与 事務統括部長
平成26年６月	同行　取締役 執行役員 事務統括部長
平成26年10月	株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ グループ戦略部ゼネラルマネージャー
平成28年１月	同社　合併準備室事務システム統合プロジェクトチーム ゼネラルマネージャー
平成28年４月	株式会社東京都民銀行　常務取締役 経営企画部　市場金融部　担当 (現職) (現在に至る)

■取締役候補者とする理由

当社の子会社である株式会社東京都民銀行、同行入行以前に勤務していた大手銀行等において、経営企画部門、コンプライアンス部門、監査部門等の豊富な業務経験を有し、銀行業務全般を熟知しております。当社グループの経営に関する重要課題の決定において、その経験や知見を活かすことにより、取締役会における意思決定機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

7 常久　秀紀（つねひさ　ひでのり）

（昭和38年２月12日生）

再　任

▶所有する当社の株式数：普通株式 ―株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和62年４月　株式会社三菱銀行入行
（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）

平成６年11月　同行　シカゴ支店　アシスタントバイスプレジデント

平成13年２月　プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社　マネージャー

平成16年４月　株式会社新銀行東京入行

平成19年４月　同行　企画グループ 担当部長

平成20年８月　同行　執行役

平成21年６月　同行　執行役員

平成26年６月　同行　取締役 執行役員

平成27年６月　同行　代表取締役社長 執行役員（現職）

平成28年４月　株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ　取締役（現職）
（現在に至る）

■取締役候補者とする理由

本年４月に当社グループと経営統合しました株式会社新銀行東京において、経営企画部門、リスク管理部門を担当した後、同行の社長を務めており、業務並びに経営の経験も豊富であります。当社グループの経営に関する重要課題の決定において、その経験や知見を活かすことにより、取締役会における意思決定機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

8 中村　靖（なかむら　やすし）

（昭和29年11月５日生）

新　任　社外取締役候補者　独立役員

▶所有する当社の株式数：普通株式 ―株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年11月　東京都入都（養育院管理部）

平成６年８月　同　交通局大塚自動車営業所長

平成14年４月　同　財務局主計部公債課長（統括）

平成16年８月　株式会社東京テレポートセンター　総務部長

平成20年７月　東京都産業労働局金融監理室長

平成22年７月　同　交通局総務部長

平成23年７月　同　交通局次長

平成24年７月　同　交通局長

平成25年10月　同　知事本局長

平成26年９月　株式会社はとバス 代表取締役社長（現職）
（現在に至る）

■社外取締役候補者とする理由

東京都において多くの部署を歴任し、都の事業に幅広く精通し、産業労働局金融監理室長を務め、地域金融に対する理解も深く、また、株式会社はとバスでは社長を務めるなど経営の経験も豊富であります。東京に本店を置く地域金融機関である当社グループに対し、経営全般に関わる助言等が期待できるものと考え社外取締役候補者としました。

9 佐藤（さとう）　明夫（あきお）　(昭和41年２月４日生)

再　任　社外取締役候補者　独立役員

▶所有する当社の株式数：普通株式 ―株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成９年４月	弁護士登録（第二東京弁護士会）
平成15年３月	佐藤総合法律事務所開設
平成17年６月	株式会社アミューズ　社外監査役
平成19年３月	GMOホスティング＆セキュリティ株式会社（現GMOクラウド株式会社）社外監査役
平成19年６月	インフォテリア株式会社　社外監査役
平成20年３月	株式会社ポーラ・オルビスホールディングス　社外監査役（現職）
平成20年12月	GMOペイメントゲートウェイ株式会社　社外取締役（現職）
平成24年１月	GMOクリックホールディングス株式会社　社外取締役（現職）
平成25年６月	株式会社東京都民銀行　社外監査役
平成26年10月	株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ　社外取締役（現職）
平成27年６月	株式会社きらやか銀行　社外取締役（現職） （現在に至る）

■社外取締役候補者とする理由

弁護士としての専門的知識に加え、他事業会社の社外役員等を歴任するとともに金融行政にも精通し、その卓越した知見から当社の経営全般に対する有益な助言と、業務執行に対する監督機能を果たすことができるものと判断し社外取締役候補者としました。

10 三浦　隆治（みうら　りゅうじ）　(昭和43年５月５日生)

再　任　社外取締役候補者　独立役員

▶所有する当社の株式数：普通株式 ―株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成７年11月	中央監査法人入所（後に、合併により中央青山監査法人に名称変更）
平成13年３月	金融庁監督局へ出向（平成15年10月、同監査法人に復職）
平成16年10月	リーガル・アソシエイツ株式会社　パートナー
平成18年７月	L.A.コンサルティング株式会社　取締役（現職）
平成23年６月	株式会社八千代銀行　社外監査役
平成24年６月	青梅信用金庫監事（員外）（現職）
平成26年６月	株式会社八千代銀行　社外取締役
平成26年10月	株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ　社外取締役（現職）
平成28年４月	株式会社ＭｅＵアドバイザーズ　代表取締役（現職） （現在に至る）

■社外取締役候補者とする理由

公認会計士としての高度な専門知識に加え金融行政当局での勤務経験も有しています。また企業経営者としても豊富な経験を有し、同氏の経営における高い見識を当社のコーポレート・ガバナンスの向上に反映できるものと判断し社外取締役候補者としました。

（注）1. 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 中村靖氏、佐藤明夫氏及び三浦隆治氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤明夫氏が代表を務める佐藤総合法律事務所には、当社の子会社である東京都民銀行が必要に応じて業務に係る法律相談を行っております。
4. 佐藤明夫氏及び三浦隆治氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって１年９ヶ月となります。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社と、佐藤明夫氏及び三浦隆治氏との間で既に責任限定契約を締結しており、社外取締役に再任された場合は引続き効力を有するものであります。また、中村靖氏が原案どおり承認可決され社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
・責任限定契約の内容の概要
会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
6. 当社は、中村靖氏、佐藤明夫氏及び三浦隆治氏が社外取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員としての届出を行う予定であります。
7. 小林秀郎氏は、東京都民銀行における本年開催予定の定時株主総会終結の時をもって同行取締役（非常勤）を退任する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役多田和則氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者真壁幹夫氏は、退任する監査役多田和則氏の補欠として選任するものであり、選任された場合の任期は、定款第34条の規定により退任する監査役の任期の満了する平成30年開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

1　真壁（まかべ）　幹夫（みきお）　（昭和31年２月22日生）

新　任

▶所有する当社の株式数：普通株式 **700**株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和53年４月	八千代信用金庫入庫
平成15年10月	株式会社八千代銀行　昭島支店長
平成18年４月	同行　経営監査部長
平成24年４月	同行　執行役員 経営監査部長
平成26年４月	同行　執行役員
平成26年６月	同行　常勤監査役（現職）
平成27年６月	株式会社かんそうしん　非常勤監査役（現職）（現在に至る）

■監査役候補者の選任理由

当社子会社である株式会社八千代銀行において、平成18年４月に経営監査部長、平成26年６月に常勤監査役を歴任し、企業監査に関する深い知識・見識及び経験を有しており、当社グループの経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たせるものと考えております。

（注）1.　監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.　真壁幹夫氏は、八千代銀行及び株式会社かんそうしんにおける本年開催予定の定時株主総会終結の時をもって、それぞれの監査役を退任する予定であります。

第４号議案　補欠監査役２名選任の件

平成27年６月26日開催の定時株主総会において、補欠監査役に選任された宮村百合子氏、遠藤賢治氏の選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとされておりますので、監査役の法定数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役２名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査役への就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案については、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

1　宮村百合子（みやむらゆりこ）　（昭和31年７月１日生）

再　任　補欠監査役候補者

▶所有する当社の株式数：普通株式 ―株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和54年７月	丸紅株式会社入社
昭和58年10月	有限会社カイリンクス入社
昭和63年７月	株式会社開不動産研究所入社
平成元年12月	税理士資格取得
平成２年３月	本郷公認会計士事務所（現：辻・本郷税理士法人）入所
平成14年１月	税理士登録
平成20年６月	辻・本郷税理士法人 理事
平成26年10月	同法人　常務理事
平成28年１月	同法人　専務執行理事（現職） （現在に至る）

■補欠の監査役候補者とする理由

直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士法人の専務執行理事としての職責を果たされており、また、税理士としての専門的な知見を当社の監査に反映していただく等、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠監査役候補者とするものであります。

2 遠藤（えんどう） 賢治（けんじ）

（昭和40年５月５日生）

再　任　補欠監査役候補者

▶所有する当社の株式数：普通株式 一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成10年３月　最高裁判所司法研修所修了

平成10年４月　弁護士登録（東京弁護士会）

平成11年３月　石原総合法律事務所入所

平成20年１月　遠藤法律事務所開業
（現在に至る）

■補欠の監査役候補者とする理由

直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と専門的知識を有し、企業法務に精通されていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、その専門的な知見を当社の監査に反映していただくため補欠監査役候補者とするものであります。

（注）1. 補欠監査役相互間の優先順位は宮村百合子氏を第１順位とし、遠藤賢治氏を第２順位とします。
2. 各補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 宮村百合子氏及び遠藤賢治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 宮村百合子氏が属する辻・本郷税理士法人とは、当社の子会社である東京都民銀行が税務相談に関する業務委託契約を締結し報酬を支払っておりますが、宮村百合子氏は当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たしております。
5. 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について
宮村百合子氏及び遠藤賢治氏が社外監査役に就任した場合、当社は両氏との間でそれぞれ責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
・責任限定契約の内容の概要
会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

第５号議案　株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する子会社の取締役に株式会社新銀行東京の取締役を対象に加える件

株式報酬型ストック・オプション制度の導入につきましては、平成27年６月26日開催の第１回定時株主総会にてご承認をいただき、平成27年８月３日に、当社取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の子会社であります株式会社東京都民銀行および株式会社八千代銀行の取締役（社外取締役を除く）に対して発行しております。

本議案は、平成28年４月１日より、当社グループに株式会社新銀行東京が加わったことから、ストック・オプションの発行対象者に株式会社新銀行東京の取締役（社外取締役を除く）を加えることにつきご承認をお願いするものであります。

発行対象者を追加いたしましたことに伴い、新株予約権者は、当社並びに当社の子会社であります株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京のいずれの取締役の地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。

なお、当社の取締役の報酬等の額は年額金２億５千万円以内でありますが、これとは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして、新株予約権を年額金６千万円以内の範囲で割り当てることにつき、平成27年６月26日開催の第１回定時株主総会にてご承認いただいております。

株式報酬型ストック・オプションとは、１株当たりの行使価額を１円とする新株予約権を割当てるものであります。

現在の取締役の員数（社外取締役を除く）は10名であり、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時からは７名となります。

なお、各取締役への配分及び支給時期につきましては従前どおり取締役会にご一任願いたいと存じます。

取締役として新株予約権を割当てる理由及び新株予約権の内容は次のとおりであります。

1.　報酬として新株予約権を割当てる理由

当社の株価と連動する報酬として、取締役に新株予約権を割当てることにより、当社の業績と企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識を一層高めることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権付与対象者

取締役（社外取締役を除く）

(2) 新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

①新株予約権の総数

上限　1年あたり　200個

②新株予約権の目的である株式の種類および数

上限　当社普通株式　1年あたり　20,000株

③各新株予約権の目的である株式の数

100株

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日において、ブラックショールズモデルにより算出した公正価値にもとづいた価額を払込金額といたします。新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(4) 普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合の取り扱い

①総会決議の日（以下「決議日」という。）以後に、普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合

新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てることといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

②決議日後に、合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものといたします。

(5) 財産の価額・行使期間等

①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

②新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から30年以内といたします。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日といたします。

③新株予約権の主な条件

新株予約権者は、当社並びに当社の子会社である株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京のいずれの取締役の地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。

④譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

⑤その他の新株予約権の内容等

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものといたします。

なお、当社は、当社取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社の子会社であります株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行及び株式会社新銀行東京の取締役（社外取締役を除く）に対し、当社の取締役会が必要と判断する個数を、当社の取締役に対する新株予約権の割当日において、ブラックショールズモデルにより算出した公正価値に基づいた価額を払込金額として発行する予定であります。

以　上

（ご参考）

1．取締役候補者及び監査役候補者の資格及び指名手続

当社グループは、社外取締役が半数以上を構成する任意の「指名・報酬協議会」を設置し、取締役の選任や報酬の決定に際しての客観性や透明性の確保に努めております。取締役候補者及び監査役候補者の資格及び指名手続は以下のとおりであります。

（1）取締役及び監査役の資格

①当社及び子銀行の取締役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観を有する者でなければならないとしております。

②当社及び子銀行の監査役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観を有する者でなければならないとしております。

（2）取締役及び監査役の指名手続

①当社の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」において公正・透明かつ厳格なる検討を行い、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上決定しております。

②子銀行の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」において公正・透明かつ厳格なる検討を行い、検討結果を基に各子銀行の取締役会で審議の上決定しております。

③当社の監査役候補者は、当社の取締役会において候補者を推薦し、当社の監査役会の同意を得た上で、監査役の候補者としております。

④子銀行の監査役候補者は、子銀行の取締役会において候補者を推薦し、子銀行の監査役会の同意を得た上で、監査役の候補者としております。

（3）候補者の選定及び解任の諮問結果の取り纏め

「指名・報酬協議会」が、取締役候補者の選定並びに解任の検討を行う際には、対象者個々の人材の把握を、必要に応じて委員が直接行うほか、子銀行の内部評価資料等を活用の上、検討結果を取り纏めることとしております。

2．社外役員の独立性に関する基準

当社グループは、社外取締役および社外監査役の候補者の独立性に関しては以下の基準に基づき判断しております。

1．（1）当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、併せて「業務執行者等」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。

ただし、社外監査役候補者の場合は、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役（注1）であったことがないことを要件に加える。

（2）社外取締役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。

社外監査役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等または非業務執行取締役であったことがないこと。

（3）当社グループの役員等（注２）および支配人その他の重要な使用人（役員等に該当する者を除く）の配偶者または二親等以内の親族でないこと。

2．当社の主要株主（注３）である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等または使用人（役員等に該当するものを除く）ではないこと。

3．（1）当社グループを主要な取引先（注４）とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近３年間においても業務執行者等ではなかったこと。
（2）当社グループの主要な取引先である者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近３年間においても業務執行者等ではなかったこと。
（3）当社グループから一定額（過去３年間の平均で年間1,000万円または、当該組織の平均年間総費用の30％のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。

4．当社グループから役員等を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の役員等ではないこと。

5．現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近３年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。

6．弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社グループから過去３年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。また、当社グループを主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザリー・ファーム（過去３事業年度の平均で、その連結売上高の２％以上の支払いを当社グループから受けたアドバイザリー・ファーム）の社員等ではないこと。

7．その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

（注１）「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。
（注２）「役員等」とは、取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）、執行役員、相談役、顧問をいう。
（注３）「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。
（注４）「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の２％以上を基準に判定。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.e-sokai.jp/）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、
議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。
操作方法の詳細につきましてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は、平成28年６月28日（火曜日）午後５時20分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

4．議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に到達したものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

6．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1．パソコンを利用する場合

(1) インターネットにアクセスできること。

(2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

(3) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2以降を使用できること。

(4) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。

(5) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader® およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

2．携帯電話を利用する場合

(1) 「ｉモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。

(2) 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

※ｉモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は、米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

〔議決権電子行使プラットフォームのご利用について〕

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　日本証券代行株式会社代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル　0120-707-743（フリーダイヤル）
受　付　時　間　9：00～21：00（土曜・日曜・祝日も受付）

〈メ　モ　欄〉

第2回
定時株主総会
会場のご案内

会 場

ベルサール神田
2階ホール

東京都千代田区神田美土代町7
住友不動産神田ビル
電話　03（5281）3053
※地上20階建てのガラス張りの建物です。

定時株主総会会場の変更について

昨年の会場より変更となっておりますので、右記の会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場をお願い申し上げます。



交通のご案内

東京メトロ	千代田線	「新御茶ノ水駅」	B6出口	徒歩2分	都営地下鉄	新宿線	「小川町駅」	B6出口	徒歩2分
	丸ノ内線	「淡路町駅」	A6出口	徒歩3分	JR	中央線・総武線	「御茶ノ水駅」	聖橋口	徒歩9分
	銀座線	「神田駅」	4番出口	徒歩7分		中央線・山手線・京浜東北線	「神田駅」	北口	徒歩7分

◎ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 東京TYフィナンシャルグループ
http://www.tokyo-tyfg.co.jp/

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。